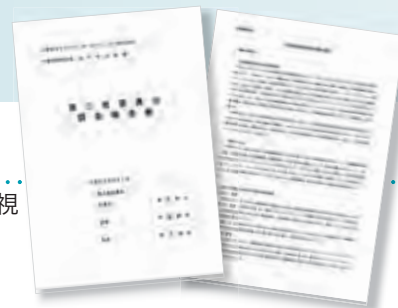


インサイダー取引規制違反について

お客さまをはじめとする関係者の皆さまに、多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

三井住友信託銀行は、再発防止策の厳正な遂行による管理態勢の強化に引き続き全力で取り組み、皆さまからの信頼回復に努めてまいります。



第三者委員会調査報告書・特別調査委員会報告書

インサイダー取引規制違反についての詳細は、2012年6月8日付リリース「証券取引等監視委員会による勧告事案に関する第三者委員会の報告等について」にて公表しています。

1 事態の概要

2012年6月28日、三井住友信託銀行(以下、SMTB)は、証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告の対象となった旧中央三井アセット信託銀行(以下、CMAB)の運用業務における取引(右記第1事実および第2事実)について、金融庁より、課徴金納付命令を受けました。

【第1事実】 2010年7月、投資一任契約に基づきファンドの資産の運用を行っていた社員Aが、証券会社の社員から、国際石油開発帝石株式会社の公募増資に関するインサイダー情報の伝達を受け、この事実が公表される前に、上記ファンドの計算において、同社の株式を売り付けたもの。

【第2事実】 2010年6月、三つの投資一任契約に基づき顧客財産の運用を行っていた社員Bが、証券会社の社員から、株式会社みずほフィナンシャルグループの公募増資に関するインサイダー情報の伝達を受け、この事実が公表される前に、上記投資一任契約の相手方である各顧客の計算において、同社の株式を売り付けたもの。

2 重層的な調査・検証態勢の構築

2012年3月14日、三井住友トラスト・ホールディングス(以下、SMTH)は、第1事実に関する事実関係の把握・確認、原因分析、再発防止策の検討・検証を目的として、特別調査委員会を設置しました。特別調査委員会は、SMTH取締役会長 常陰均を委員長、SMTH取締役常務執行役員 大久保哲夫を事務局長として、SMTH社外監査役、社外有識者(弁護士)、SMTHおよびSMTBの関係役員・部長から構成され、5名の専任職員からなる事務局を持ち、加えて、外部弁護士13名によるサポートを受ける態勢としました。

その後、同月21日、証券取引等監視委員会による第1事実への課徴金納付命令の勧告を受け、4月9日、特別調査委員会の調査の範囲、手法やプロセスなどの適切性等をさらに評価・確認するため、外部の専門家から構成される独立した第三者委員会を設置しました。

【第三者委員会の構成】

委員長 濱田邦夫(弁護士、元最高裁判所判事)
委員 伊藤鉄男(弁護士、元最高検察庁次長検事)
委員 岸田雅雄(早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授)

特別調査委員会は、外部の弁護士を主体として、第1事実、第2事実に関する徹底した調査を実施し、関係資料を実務上可能な限り入手した上で、精査を行いました。

また、特別調査委員会は、類似の事実の有無についても、過去5年間(2007年4月1日～2012年3月末まで)の売買データ(合計973,034件)と公募増資データ(延べ300件)とを照合の上、徹底した調査を実施し、類似の事実は見当であったという旨の認定を行いました。なお、同認定について、第三者委員会より、「特別調査委員会の認定は不合理なものとはいえない」との評価を受けています。

インサイダー取引規制とは

インサイダー取引とは、内部重要情報または取引先重要情報を知りつつ、当該情報に係る特定有価証券等の売買等を行うことをいいます。投資家の投資判断に著しい影響を及ぼす重要情報を簡単に知ることのできる特別の立場の人が、重要情報の公表前に特定有価証券等の取引を行うことを認めようと、一般の投資家との間に大きな不公平が生じ、証券市場の公正性・信頼を損なってしまうことから、インサイダー取引は金融商品取引法において禁止されています。

3 原因の分析

特別調査委員会は、本件事実の原因について、以下の分析を行っており、それぞれ、第三者委員会からその合理性について評価を受けています。

(1) 個別的要因

特別調査委員会は、社員Aおよび社員Bのいずれについても、個別的な要因(属人的要因)として、インサイダー情報の伝達元となった証券会社の営業担当者との間の度を越した親密な関係の形成が、警戒感を抱かず漫然とインサイダー情報に該当する可能性のある情報を受領した要因となっている点、および、社員Aおよび社員Bにおけるインサイダー情報管理に関する認識の甘さを挙げています。

なお、第三者委員会は、特別調査委員会が、本件事実の原因の一つとして、社員Aおよび社員Bの個別的な要因を指摘したことを、合理的であると評価しています。

(2) 組織的要因

① CMABにおける証券会社評価の仕組み

特別調査委員会は、CMABにおける証券会社評価の仕組みには、インサイダー情報に該当する可能性のある情報を伝達するなど証券会社の過度な営業活動を誘引するものがあつたとしています。

具体的には、CMABでは、当時、ファンド・マネージャー(FM)が、証券会社に所属するアナリスト、エコノミスト、ストラテジスト、営業担当者個人に対して、自身の業務への貢献度に応じて、その持ち点を割り振る仕組みをとっていました。特定のFMの評価が発注シェアに強く反映される仕組みにはなっていなかったものの、このような運営は、証券会社側がFMとの関係を必要以上に深める動機につ

ながつたのではないかと指摘しています。

第三者委員会は、特別調査委員会が、本件事実の原因の一つとして、CMABにおける証券会社評価の仕組みを指摘したことを、合理的であると評価しています。

② フラットすぎる組織と不十分な行動管理

特別調査委員会は、社員Aおよび社員Bの所属していたCMAB株式運用部が、組織がフラット化され多人数の担当者へ上席からの目が届きにくい組織体制になっていたこと、FM業務という専門性の高さ、自己完結性による同僚への関心の減退と長期在籍によるその固定化等とがあいまって、相互牽制が働きにくい風土が形成されていたと指摘しています。

第三者委員会は、特別調査委員会が、本件事実の原因の一つとして、フラットすぎる組織と不十分な行動管理態勢を指摘したことを、合理的であると評価しています。

③ 内部通報制度の不活用

2004年4月の制度創設以来、CMABでは内部通報制度が活用されたことは一度もありませんでした。

特別調査委員会は、内部通報制度が十分機能していれば何らかの不審な兆し等が把握でき、未然防止につながつた可能性があるところ、同制度が必ずしも機能していなかった、と指摘しています。

この点について、第三者委員会では、他の再発防止策と併せ内部通報制度の活性化の施策に取り組むことは、今回のような不祥事の再発防止のため、個々の役員・社員のコンプライアンス意識の醸成・徹底を図るのに有効な方法であると評価しています。

・ 第三者委員会調査報告書(ニュースリリース)
<http://smth.jp/news/2012/120608-2.pdf>

・ 証券取引等監視委員会による勧告事案に関する第三者委員会の報告等について(ニュースリリース)
<http://smth.jp/news/2012/120608-1.pdf>

4 再発防止策の策定・実施

SMTBでは、特別調査委員会および第三者委員会の提言を踏まえ、以下の再発防止策を策定・順次実施し、皆さまからの信頼の回復に取り組んでいます*。

※ 内部通報制度の活性化、内部監査態勢の整備等の一部施策については、SMTHと一体となって推進しています。



主な再発防止策の概要（詳細は第三者委員会調査報告書・特別調査委員会報告書をご覧ください）

インサイダー取引防止に特化した内部監査の実施	具体的な監査手順を定め、社長直轄の内部監査部による、運用部門（市場フロント部署だけではなく、受託監理部やコンプライアンス統括部も含む）に対するインサイダー取引防止に特化した監査を継続的に実施。
証券会社等との接触等に関するガイドラインの制定	運用担当者の証券会社営業担当者との接触を原則全面禁止。部長が業務上やむを得ないと判断した場合に限り、社内限定、かつ複数者での接触を可とするが、接触記録を受託監理部にも回付し、チェック。
コンプライアンス研修等の強化	全社ベースでの研修態勢の整備に加え、受託事業ではインサイダー取引防止等に関する独自のコンプライアンス研修を四半期毎に実施し、証券会社との接触に関するルール等を徹底のうえ、社員からルール遵守の誓約書を徴求。
売買発注に係る証券会社評価の見直し	旧CMABでの運用担当者が営業担当者個人を評価する運営は廃止。証券会社側がファンド・マネージャーとの関係が必要以上に深めるインセンティブを排除。
受託者精神に立脚した自己規律の浸透のための全社的活動の実施	全店舗において、「信託の受託者精神とはなにか」をテーマとした「ディスカッション The Trust Bank」を実施（詳細は13頁参照）。株式運用部では、部内横断の「コンプライアンス合同改革プロジェクト」を立ち上げ、部員全員で徹底した議論を実施（詳細は10頁参照）。
内部通報制度の活性化	通報者に不利益がないことや、匿名でも、かつ弁護士にも通報が可能であること等を再度周知教育し、SMTBの社員がSMTHにも通報可能とする等、心理的障壁を低め、活用されやすい内部通報制度を構築。